

前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正について  
(議案第23号)

職員課

1 改正の理由

本市会計年度任用職員の期末手当を改める。

2 主な内容

- (1) 会計年度任用職員の期末手当基礎額に乗じる割合について、常勤職員の期末手当基礎額に乗じる割合とする。
- (2) 常勤職員の期末手当の額に改定があった場合における会計年度任用職員の期末手当の額の改定は、その改定があった日の属する年度の翌年度以後（その改定があった日が4月1日であるときは、同日以後）の期末手当の額について改定するものとする。

3 施行期日

令和4年4月1日